

## 利用定員の考え方

“地域密着型通所介護”となる事例（事業所の利用定員：19名未満）

（例1）『1日型の通所介護』の1単位を実施

【1単位目】：月～金 9：00～17：00 定員10名 の場合



事業所の利用定員“10名”

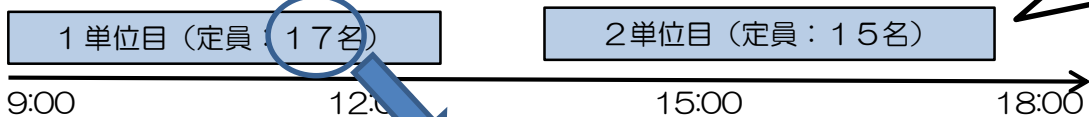
(19名未満)

地域密着型通所介護

（例2）『午前・午後の半日型通所介護』（計2単位）を実施

【1単位目】：月～金 9：00～12：30 定員17名

【2単位目】：月～金 13：30～17：00 定員15名 の場合



事業所の利用定員“17名”

(19名未満)

地域密着型通所介護

【注意！】

17人+15人=32人  
という考え方ではありません。

“通所介護”となる事例（事業所の利用定員：19名以上）

（例1）『1日型の通所介護』（1単位）を実施

【1単位目】：月～金 9：00～17：00 定員20名 の場合



事業所の利用定員“20名”

(19名以上)

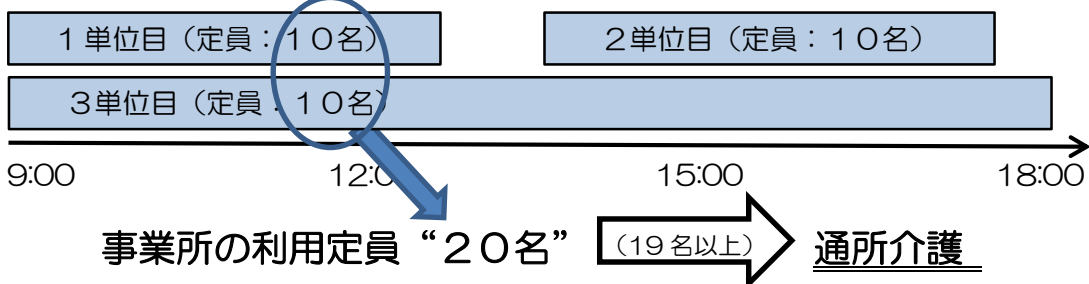
通所介護

(例2) 『午前・午後の半日型通所介護』と『1日型通所介護』を計3単位で実施

【1単位目】：月～金 9：00～12：30 定員10名

【2単位目】：月～金 13：30～17：00 定員10名

【3単位目】：月～金 9：00～18：00 定員10名 の場合

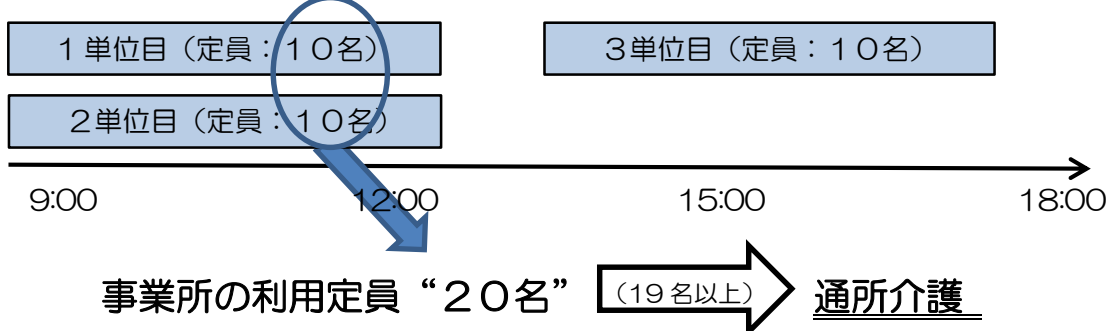


(例3) 『午前・午後の半日型通所介護』を計3単位実施

【1単位目】：月～金 9：00～12：30 定員10名

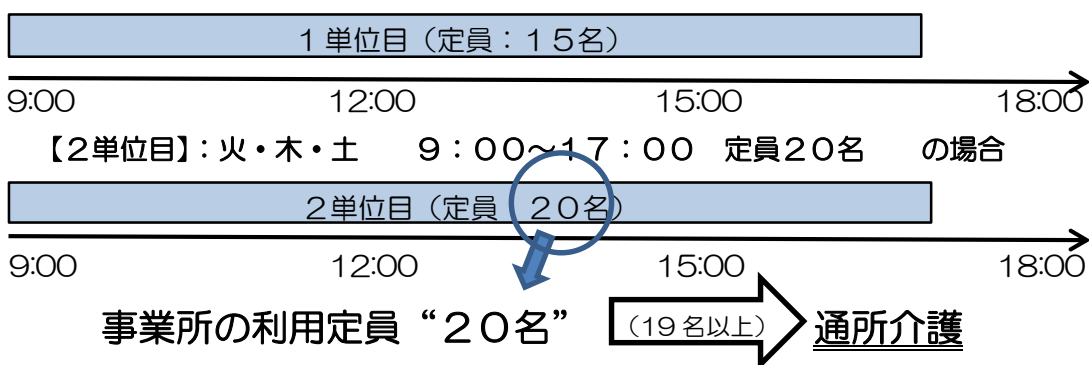
【2単位目】：月～金 9：00～12：30 定員10名

【3単位目】：月～金 13：30～17：00 定員10名 の場合



(例4) サービス提供日によって異なる定員 (計2単位) で実施

【1単位目】：月・水・金 9：00～17：00 定員15名



### 要注意！！

地域密着に移行するか・しないかの判別に 報酬算定上の規模区分 (小規模や通常規模) は関係ありません。

- ① 現在、通常規模以上の報酬を算定している事業所であっても、  
定員が19人未満の場合は、地域密着型通所介護に移行します。
- ② 現在、小規模の報酬を算定している事業所であっても、  
定員が19人以上の場合は地域密着型通所介護には移行しません。